

②中小企業

■具体的な施策等

- 金融機能強化法の活用
- 被災中小企業支援事業
- 中小企業経営支援事業

金融機能強化法の活用		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	金融庁
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	② 中小企業	作成年月
目	(iii)	平成 26 年 4 月
これまでの取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例に基づき、12 金融機関に対して資本参加を決定。 ・ 仙台銀行(300 億円)及び筑波銀行(350 億円):平成 23 年 9 月 14 日決定(同月 30 日実施) ・ 七十七銀行(200 億円):23 年 12 月 8 日決定(同月 28 日実施) ・ 相双信用組合(160 億円)及びいわき信用組合(200 億円):23 年 12 月 28 日決定(24 年 1 月 18 日実施) ・ 宮古信用金庫(100 億円)、気仙沼信用金庫(150 億円)、石巻信用金庫(180 億円)及びあぶくま信用金庫(200 億円):24 年 2 月 2 日決定(同月 20 日実施) ・ 那須信用組合(70 億円):24 年 3 月 14 日決定(同月 30 日実施) ・ 東北銀行(100 億円):24 年 9 月 13 日決定(同月 28 日実施) ・ きらやか銀行(300 億円):24 年 9 月 13 日決定(12 月 28 日実施)		
当面(今年度中)の取組み		
○ 金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、金融機能強化法の震災特例について、金融機関による活用の積極的な検討を促すとともに、申請があった場合は適切に対応する。 ○ 震災特例に基づき資本参加した金融機関については、復興に資する方策等が記載された経営強化計画の履行状況のフォローアップを実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 国の資本参加を通じて金融仲介機能の一層の強化を図り、金融機関が東日本大震災の被災者の事業や生活の再建に向けた円滑な資金供給を図るとともに、被災地域の復興・復旧に向けた支援に積極的かつ継続的に貢献していく。 (※) 経営強化計画に掲げられた施策の実施状況については、半期毎の経営強化計画の履行状況報告において、実績計数を含めて報告・公表する枠組みとなっている。		
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況		
・金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要経費 41 百万円【復興特会】		

被災中小企業支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	②中小企業	作成年月
目	(i) 中小企業支援について、地域の産業・雇用の回復の観点から、資金繰り支援、事業用施設の復旧・設備支援について、ニーズを踏まえつつ十分な規模を確保する。	平成 26 年 5 月
これまでの取組み		
○資金繰り支援については、平成23年5月、「東日本大震災復興緊急保証」、「東日本大震災復興特別貸付」を創設(平成23年度第1次補正予算:5,100億円、平成23年度第3次補正予算:6,199億円、平成24年度当初予算:490億円、平成24年度予備費:243億円、平成25年度当初予算530億円、平成25年度補正予算325億円)、平成23年8月、「再チャレンジ支援融資」を拡充(平成23年度第2次補正予算:10億円)。 ○中小企業の事業用施設の復旧・設備支援として、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」においては、これまで累計573グループに対し、国費と県費、合わせて4,347億円による支援を実施。平成25年度より特に復興の遅れている地域を重点的に支援するようにしている。 ○仮設施設等の整備については、平成23年度補正予算、平成24年度当初予算及び平成25年度当初予算により、累計354億円を確保し、中小企業基盤整備機構が「仮設工場・仮設店舗等整備事業」を実施。平成26年34月末日時点で、6県52市町村から575箇所の要望があり、このうち571箇所で市町村との施設整備に関する基本契約を締結済み。基本契約を締結したもののうち、571箇所が着工し、このうち563箇所が竣工している。		
当面(今年度中)の取組み		
○資金繰り支援については、平成26年3月末に期限切れの予定であった「東日本大震災復興緊急保証」、「東日本大震災復興特別貸付」や「再チャレンジ支援融資」を平成26年度においても引き続き実施。 ○事業用施設の復旧・設備支援については、当初予算(25,006百万円)を活用し、引き続き「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等による支援を実施し、被災中小企業の支援を進めていく。 ○仮設施設等の整備については、原子力事故の影響により立入制限がある場合や、土地の用途制限があるため本格復興ができない地域など、仮設施設整備によらざるを得ない案件を対象に事業を実施。 また、当該整備を行った仮設施設等についての有効利用(移設、本設化、解体・撤去)に対する助成を実施。		

中・長期的(3年程度)取組み
○資金繰り支援については、ニーズを踏まえ、被災中小企業の早期の復旧・復興が図られるよう十分な規模を確保し、しっかりと取り組む。 ○事業用施設の復旧・設備支援についても、平成26年度においても引き続き「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等を継続して行っていくことで被災地域の本格的な復興を目指す。 ○仮設施設の整備については、被災中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興が図られるよう被災自治体のニーズを踏まえ、仮設施設整備によらざるを得ない案件を対象にしっかりと取り組む。また、仮設施設等についての有効活用(移設、本格化、解体・撤去)については、被災自治体と調整を図りつつ取り組む。
期待される効果・達成すべき目標
○震災により直接又は間接に被害を受けた事業者等に対する資金繰り支援策を実施し、震災からの復旧・復興を図る。 ○「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」等を適正に執行することで、被災地の中小企業者等の速やかな事業再開を支援し、震災による被害の復旧・復興を図る。 ○仮設施設等の整備を実施することにより、被災中小事業者の早期の事業再開を支援するとともに、当該仮設施設の有効活用を図ることにより、早期の震災からの復旧・復興を図る。
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況
○日本政策金融公庫出資金 43,000 百万円【復興特会】 ○中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金 (25年度補正)204,000 百万円、(26年度)22,066 百万円【復興特会】 ○独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金 2,065 百万円【復興特会】

中小企業経営支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	経済産業省
節	(3)地域経済活動の再生	
項	②中小企業	作成年月
目	(ii)国内外の販路拡大など新たな事業機会の拡大等を図ることにより、厳しい経済環境の中で生き残りを目指す中小企業の戦略的経営力を強化する。このため、輸出などの海外展開の促進、M&Aなどによる経営資源の統合強化を図るとともに、経営支援・人材確保・技術力強化策を充実する。	平成 26 年 5 月
これまでの取組み		
○海外展開の促進については、「中小企業海外展開支援事業」(2次補正予算:19.8 億円、3次補正予算:10.0 億円)において、44 回の海外展示会での出展支援、約 299 人の海外バイヤーを招へい、21 回のミッション派遣等を実施。 また、「中小企業海外展開支援体制整備事業」(3次補正予算:5.0 億円)において、専門家による海外展開に係る相談受付・アドバイスなどのワンストップ相談支援を行うとともに、129 件の海外展開計画策定に必要な F/S 調査費用等の支援を実施。 ○技術力強化については、「戦略的基盤技術高度化支援事業」(23年度3次補正予算:50億円)において、特定ものづくり基盤技術(鑄造、切削加工、めっき等)の高度化に資する研究開発について、継続事業の前倒しを含む107件の事業を支援した。また、「グローバル技術連携・創業支援事業」(23年度3次補正予算:44億円の内数)において、中小企業が連携して取り組む技術流出防止等のための技術開発とその販路開拓等の取組について、57件の事業を支援した。 ○経営資源の統合強化については、「事業引継ぎ相談窓口」を47都道府県に設置し、事業引継ぎ等に係る情報提供・助言などを行うと共に、事業引継ぎに関するより専門的な支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を東京、大阪、愛知、静岡、北海道、福岡、宮城、愛媛、長野、岡山、秋田、広島、沖縄の全国計13箇所に設置した。 ○経営支援策については、中小企業基盤整備機構が被災地等に支援拠点を設置し、中小企業の相談を受け付ける事業を実施。盛岡、仙台、福島で3センターで、延べ 8,999 件(平成26年3月末速報値)の相談を受ける。(災害復興アドバイス等支援事業:23年度補正予算17.4億円)。災害対応の相談員が被災地域の支援機関(商工会・商工会議所など)を巡回し、被災中小企業の相談を幅広く受け付ける事業を実施。被災地で、延べ 4,366 件(3月末確定値)の相談を受ける。(巡回対応相談員 3,445 件、専門家 921 件)(中小企業支援ネットワーク強化事業:23年度補正予算9億円)。 ※同事業は24年度末をもって廃止		

当面(今年度中)の取組み
○海外展開の促進については、「中小企業海外展開総合支援事業」(25 年度予算:31.5 億円)において、国内外展示会への出展支援や海外バイヤーを招へいた商談会の開催等を行い、被災地のみならず、全国的に中小企業の海外展開を積極的に支援していく。 ○経営資源の統合強化については、全国計13か所に設置した「事業引継ぎ支援センター」を、事業引継ぎ支援の需要が多く、支援体制が整った地域の認定支援機関から順次設置し、全国的に拡充していく。 ○経営支援策については、「災害復興アドバイス等支援事業」を継続し、引き続き中小企業が抱える課題の相談・解決を始め、中小企業に対する専門家の派遣など、総合的な経営支援を行う。
中・長期的(3 年程度)取組み
○引き続き、被災地ニーズを踏まえつつ、中小企業の海外展開、経営資源の統合強化、経営支援・人材確保・技術力強化策を講じていくことで、中小企業の戦略的経営力の強化を図る。
期待される効果・達成すべき目標
○被災中小企業の復旧・復興を支援するため、中小企業が抱える課題の相談・解決を始め、中小企業に対する専門家の派遣などの継続的な経営支援を実施し、中小企業の経営力向上を目指す。 ○「経営資源融合を行う中小企業の資本力強化事業」について、投資先企業の事業が、投資後5年で黒字化する割合が80%を超えることを目指す。
平成25年度補正予算及び平成26年度予算における予算措置状況
○中小企業海外展開総合支援事業 3,150 百万円【一般会計】 ○「事業引継ぎ支援事業」 860 百万円(中小企業再生支援協議会事業 4,439 百万円の 内数【平成26年度予算 一般会計】)